

令和5年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年12月11日（月）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 一般質問（1人）

日程第 2 議案第74号 工事請負契約の締結について
・令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事
（応急本工事）

日程第 3 議案第75号 五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定
について

日程第 4 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例制定について

日程第 5 議案第77号 五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例制定について

日程第 6 議案第78号 五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制
定について

日程第 7 議案第79号 五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定につ
いて

日程第 8 議案第80号 五城目町地域活性化支援センターの指定管理者の指定
について

日程第 9 議案第81号 五城目町北部地区コミュニティ施設の指定管理者の指
定について

日程第10 議案第82号 五城目町斎場の指定管理者の指定について

日程第11 議案第83号 五城目町農林水産物直売・食材供給施設悠紀の国五城
目の指定管理者の指定について

日程第12 議案第84号 広域五城目林業協業センター赤倉山荘の指定管理者の
指定について

日程第13 議案第85号 町道の路線認定について

日程第14 議案第86号 令和5年度五城目町一般会計補正予算（第6号）

日程第 1 5 議案第 8 7 号 令和 5 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 1 6 議案第 8 8 号 令和 5 年度五城目町介護保険特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 1 7 議案第 8 9 号 令和 5 年度五城目町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

日程第 1 8 議案第 9 0 号 令和 5 年度五城目町下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

令和5年五城目町議会12月定例会会議録

令和5年12月11日午前10時00分五城目町議会月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畑澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課課長補佐	柴田浩之	税務課長	笹川由美
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	猿田玲子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤ひとみ
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	石井政幸	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 猿田玲子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日行う一般質問の発言は、議会運営委員長報告のとおり、3番松浦真議員といたします。

3番松浦真議員の発言を許します。3番松浦真議員

○3番（松浦真君） おはようございます。今から一般質問のほうを始めていきたいと思
います。

昨日も有志による朝市plusが行われました。五城目町には、昨日の朝市では、五城目町にJICAの方や、さとのば大学の関係者の方など多くの方が訪れる場所になっています。また、その中には由利本荘から朝市のたびに遊びに来てくれる大学生の方もいます。彼は、水害時にボランティアでBABAME BASEにも何度も足を運んでくれました。その秋田県立大学の3年生の彼に、先日、五城目町になぜそんなに足を運んでくれるのか、遊びに来てくれるのか尋ねました。その回答が「朝市通りやBABAME BASEにいる町民の人たちが温かく受け入れてくれる。そして、その温かさを町民自らが工夫して楽しんでつくっているところにとっても感銘を受けるから。」と回答してくれました。その大学生の素直な受け止め方と素晴らしい感性に目から鱗が落ちる瞬間もありました。最近、近隣の町村の方から、「五城目町はいろんな人が訪れ、様々なチャレンジが生まれ、よいね。」と言われることがあります。しかし、そこで思うわけです。五城目町が最初から素晴らしい町、何もない中でも最初からよい町だったわけではなく、この10年間、私が来てからですし、その前からもでしょうけども、町民一人ひとりがよりよく、より面白く、より楽しくしようと工夫してきたからこそ、その状況につながっているのだと思います。五城目町をより面白く、より楽しくしていくために、議員は議員という立場でもありますが、皆町民でもあります。そのような視点で何ができるのかを改めて大学生の彼から学ぶよい機会になりました。

本議会から副町長が新しく代わりました。個人的には新しいプロセスが生まれていく可能性を感じています。今回の質問を通じて、当局の予算編成や事業執行におけるプロ

セス自体をも、傍聴席の皆様や当局の皆様も一緒に、町に住んでいても住んでいなくとも皆が一町民として、より面白く楽しく感じられるように進んでいければと思います。

それでは、一般質問を始めます。

なお、今回の質問の最後にクマ対策についての話を一般質問で入れさせていただきましたが、金曜日に様々な議員がヒアリングされていまして、今回は取りやめたいと考えております。

それでは、通告に従って1番の質問に行きます。

ふるさと五城目会でも、町の被災箇所をグーグルマップ上に記載したQRコードがありました。そのふるさと五城目会で訪れた際に、ふるさと五城目会の方から、町の被災箇所をグーグルマップに記載したQRコードがとても役に立ったと、東京に在住の高齢の方からたくさん声をかけていただきました。町が出す資料や施策においても、DX推進を進めると幅広い世代の人が利便性を受け、享受できると考えます。

そこで質問です。DX推進について。

(1) 令和4年3月に策定した五城目町総合発展計画には、「1-2-6：新しい生活様式への対応 担当課：総務課ほか(略) 様々な社会の変革に対応する新技術を活用したデジタルトランスフォーメーションを推進します。」とあります。次に、「6-1-4：情報化の推進 担当課：総務課」とありまして、ちょっと省略しますが、「自治体のDX化への推進要請などに的確に対応し、情報通信技術(ICT)を活用した町民サービスの向上や行政事務の効率化を推進します。」と記載があるが、町の現在のDX推進状況と現時点の課題は何か。町の考えを問います。

○議長(石川交三君) 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長(渡邊彦兵衛君) 3番松浦議員のご質問にお答えいたします。

DXの推進状況であります。今年度は、マイナンバーカードを使って住民票や戸籍などの申請書を簡単に作成できる、記帳台、書かない窓口の導入を進めております。また、現時点ではDX導入のための財源確保が課題と感じておりますが、今後はデジタル人材の育成や、また確保なども課題になってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長(石川交三君) 松浦議員

○3番(松浦真君) ありがとうございます。DXの推進状況ということで記帳台として書かない申請などを進めておられるという話でしたが、現状の推進、件数はどのように

なっていますでしょうか。また、いつから進んでいるのかを教えてくださいと思います。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 3番松浦議員にお答えいたします。

件数というのはまだやって、施行されておられませんので、件数はないわけですが、書かない窓口につきましては、本来もう少し早い段階で実施していくはずだったんですが、財源のほうがちよっと変更になりまして、最初はデジ田交付金、デジタル国家構想交付金のほうで賄おうとしてたんですが、それがちよっと需要が多すぎてちよっと弾かれた関係でありまして、その結果、ほかの交付金事業に回したというところで進捗が遅くなっております。今後の予定としましては、12月中に機器を納入しまして、1月中にテスト運用をしまして、2月から本格稼働といったところでございます。

以上です。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 具体的にありがとうございます。12月から機器を導入して、2月から本格化、始動、稼働ということなんですが、ぜひ件数も、せっかく導入するわけですので、町民がこの書かないことによってどのように申請がスムーズに行くかとか、あとは記帳台を書くと、今、たぶん1階のあたりで書く作業の場所があると思うんですけども、そこがどのように変わっていくのかなどもぜひ件数も含めて取っていただければなと思っております。

では次の（2）番に行きます。このように先ほどお話もありましたデジタル田園都市国家構想のような交付金などもたくさんあります。そういうふうな予算を取る取らないというのが結構各自治体の状況に、各自治体がどれだけDXについて理解しているかが問われます。また、予算措置にあたるための申請なども結構複雑ですので、その専門性がないということも様々な自治体で指摘されてるところです。特に町村部など人口規模が少ない場所の職員は、なかなかそこまで手が回らないという実情もあります。

そこで質問です。（2）DX推進にあたり専門的な知識を持つ職員が足りないとなれば、そのアドバイスのためにデジタル政策推進フェローと教育DXフェローを委嘱することもできます。現時点で、都城市、東松島市、日置市、箱根町、桑名市、真岡市、瀬戸内町、益子町など、全国様々な自治体でデジタル推進条例設置及びフェロー認定が行われています。秋田県では、現時点では、このデジタル政策推進フェロー、教育DXフ

フェローはいないんですが、五城目町で初となるDX推進にあたりフェロー委嘱を当町で進めるなどの考えはないでしょうか。町の考えを問います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

フェローの委嘱につきましては、現在検討はしておりませんが、松浦議員のお話にありました制度や事例につきましては、今後情報を収集してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 総務課ともぜひ、総務課の中でも話し合っていたきたいですし、副町長にも一度ご紹介をさせていただきましたので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。特に費用がかかるわけではございません。このフェローは全国どこでも無償で行っておられます。ですので、ぜひこの条例制定も含めて、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

（3）に行きます。10月には秋田発DXフォーラムも行われるなど、DX推進に向けて県の動きは加速化しています。デジタル田園都市国家構想に向けての申請や事業実施が県内では八峰町などで進むが、当町の申請状況は。また、申請に至っていないとすれば課題は何か。町の状況を問います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、その総務課において工事及び委託業務に係る電子入札システムの令和6年度導入に向けまして、国及び秋田県と現在協議中でございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 今お話ありました入札の仕組みを令和6年に導入を検討するとあるんですが、具体的に町で幾らの金額をどういうために、今、その入札のために使うんでしょうか。その入札がデジ田として町として本当に町民のためになるのか、ちょっとそこは不明でしたので担当課の説明を求めます。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 3番松浦議員にお答えします。

入札制度なんですけども、県のほうでは既に平成19年度から進めておりまして、その運用に町としても乗っかる形です。で、スケジュールとしましては、来年度上期で周知を図りまして、下期から、10月以降スタートしたいといったところです。今現在入札会を開いて行っているものを、電子的にもう会社からそのまま入札をできるといったところです。行政側からしますと、担当者が机上でもってそういうものを内容を確認できるといったことだと今想定しております。実際の運用につきましては、この後詳細を詰めていくことになろうかと思えます。

導入経費につきましては、導入費としまして230万円、運営費としまして、ランニングコストとしまして毎年21万円ほどかかると見込んでおります。

以上であります。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） この八峰町、例えばなどでは、県外の方がその場所に行ってワーキング、その場所で働いたりすることのための事業モデルをつくるための予算化として数千万円を取ったりとか、様々なほかの場所の私の知ってる市町村とかでも5,000万円とか1億円とか、それ以上の額をこのデジ田で取ったりしているケースもあります。で、今、当町のものに関して、行政側の入札を電子的に行って職員の利便性を改善するということでしたが、予算としても230万円とかランニングコストで21万円と、金額だけではないんですけども、その規模感がどうしても少ないのかなと思えます。このあたり、デジ田で五城目町でもっとできることがあるのでないかということ民間の方からもたくさん声をかけていただいています。ぜひデジ田を有効に使う、予算として申請をして、その妥当性があればきちんと予算としても措置されますし、10分の10出ますので、このあたりもぜひ前向きに進めていただけたらと思うんですが、今回新しく副町長に就任されたことで、このような新しい取り組みにも積極的に進めてもらえたらと思うんですが、副町長、このあたりDXの推進に向けて一言、今後どのように進めていくのか町の方針を教えてくださいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 3番松浦議員のほうにお答えさせていただきます。

町の方針と言われましたけれども、発展計画等々に掲げているとおりでございますけれども、11月以降、松浦議員のほうから副町長室でお話をいただきました。その後、私なりにこのDXの関係についてちょっと調べさせていただいておりますので、その

ことと今後の一つの考え方としてお答えさせていただきたいと思います。

全国町村会というものがございまして、やっぱりそこではやっぱり多くの自治体の本町と同じような形で、なかなかこのDX推進にこう向かっていない、まあ向かっているんですけども、お金、財政的な問題等々、あとは職員の問題等々あるということで、全国町村会では、町村からのOX推進に関する10か条というものを定めながら推進を促しているところです。例えば、その10か条の一つとして、町長、副町長のリーダーシップと対話で変革をしましようというのが一つに掲げてあったり、職員の意識改革ということで、一人じゃなくてみんなで進めようということも挙げたり、最後にはセキュリティ対策を確実にしようというような形で、中身を見る限り、ひとつ参考になる有10か条かなと思っております。ただ、有識者のこう考え方にあっては、デジタルということばかりにこう議論がされておりますけども、変革というこのトランスフォーメーション、これをしっかりと抑えることによって、当然その一つの手腕としてのデジタルがこうかなっていくということで、まあ町としてはいろんな対応をしなければならない、行革という形で町民の福祉向上に努める必要があるということで、まずはこのデジタルの前にこの変革ということもしっかり抑えてやるべきかなと思っております。チャットGPTの活用であったり、電子決裁の推進などがデジタルの力で省力化を図っていただければなと思いますけれども、まずは変革をひとつ掲げながらその手法に向かっていくという考え方でおりますので、今後いろいろな形でご指導、情報提供いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。前へ進めていく変革がこの町から生まれていくことをとても願っています。また情報提供もさせていただければと思います。

では次に2番の豪雨水害の件について質問します。

豪雨水害については、金曜日にも多くの議員が質問されていまして。また荒川滋議員が質問された中で、浸水町内会単位でヒアリングの会を行うのかと再質問されており、当町の当局の回答は、回答、当局の回答は「行う」という回答でございました。それも併せて、より細かい時期や回数を確認したいため質問に行きます。

豪雨水害検証の具体的な内容は、ということで、（1）9月議会でも検証の重要性について私から質問し、「今後の災害の検証も含め、防災・減災、災害に強いまちづくり

には、国や県、警察、消防といった行政機関をはじめ、町民の皆様や企業、学校、研究機関など多様な主体の参画と連携が必要と考えております。」と当局から答弁がございました。具体的な検証は多様な参加者が集まれるようワークショップ形式で行うのか。また、いつ頃どれぐらいの期間をかけて行うかなど、町の具体的な考えを教えてください。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和5年7月大雨災害につきましては、これまでに秋田県をはじめ秋田地方气象台、町消防団、社会福祉協議会などの関係機関とそれぞれ災害の振り返り、意見交換を実施しているところでございます。町といたしましては、令和5年度において課題や反省、改善策などの整理を進め、令和6年度には関係者を一堂に会した五城目町防災会議を開催し、住民の生命・財産を災害から守るための対策を総合的に協議・検討し、その検討結果を五城目町地域防災計画に反映してまいります。

五城目町防災会議の委員構成は、五城目町防災会議条例に定めるとおり、国、県、警察、消防、公共機関、町内会や自主防災組織の代表などを任命させていただき、令和6年度内に計画の見直しを行う予定としております。

なお、計画の見直しの際には、その案を公表し、パブリックコメントを実施するなど、広く住民の皆様方からのご意見を、そしてまた情報をお寄せいただきながら計画に反映させるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 具体的に五城目町防災会議という名前で令和6年度からされるということは、とても評価したいなと思います。そしてパブコメも行うということも、とても町民の参加や意見を入れるということも大事な部分だと思います。

一応確認です。令和6年の上半期なのか下半期なのか、現状。あと、この防災会議の人数規模ですね、先ほど任命してということですが、なるべく町民も参加したいと思いますし、オブザーバーとしても町民がぜひ聞けるような場所での参加を望む方が多いと思いますが、この場所や人数規模についてぜひ町の現状の考えを教えてください。

○議長（石川交三君） 石井住民生活課長

○住民生活課長（石井一君） 3番松浦真議員にお答えいたします。

防災会議につきましては、なるべく来年度の上半期中には実施したいと考えております。

あと委員の、防災会議委員の定数であります、34人以内となっております。内訳につきましては、もし必要であれば委員会のほうでお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。上半期に実施されることを強く望んでおります。また、定数34名ということで、たくさんの方が意見を出せると思うんですが、ぜひそのプロセスの中にも町民をぜひ、パブコメだけではなくて、町民も聞けるような場所で、どのような議論がされているのかというプロセスもぜひ公開で、非公開でなくて、防災会議ですので、ぜひ非公開でなくて公開で行っていただければと思います。もちろん町民から意見を全部聞き上げると収集がつかなくなる、終わらないこともあるかもしれませんが、あくまで町民の声は事前にもらうとかだと思いますが、委員としてのその場にぜひ町民も参加できるように配慮いただければと思います。

では次の3番の質問に行きます。五城目町を通る広域農道の整備についてになります。

（1）五城目町を通す広域農道の整備について、地域に暮らす人から「五城目町に入ると沿線の木々が伸びていることが、ほかの町と違って明らかに分かる。五城目町に暮らす人以外も通る道路だからこそ整備はしてもらえないか。」という切実な声がありました。町の現状の計画と進捗状況は、ということで町に問います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

通称広域農道と言われる町道五城目外環状線の沿線の木々につきましては、私有地の立木ということで、基本的には管理は所有者となっております。昨年の降雪時であります、危険な状態になったために所有者に同意を得ながら町で伐採剪定処理を行いました。また、国道285号から町村の交差点までの間では、令和4年、また5年度でクマの出没抑制のための緩衝帯を整備しておりまして、小径の雑木は除伐しております。杉が道路付近まで張り出している箇所につきましては、所有者へ整備の打診をしておりますし、森林組合を通じまして働きかけをしております。

なお、沿線市町では、道路の開設時に切り土した箇所が多く見られ、法面に大きな立木がなく道路敷きが広がっております。一方、当町では杉の人工林内に道路を通して

いるために、このような立地条件からも他市町との差異があるように感じるものと思われます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 所有者への通達は行われていると思うんですが、この前の水害の時もそうだと思うんですが、木々の件に関しては所有者と町の伐採できる、できないの問題はずっとこう依然残ったままでございます。なので所有者も積極的にその伐採を進められるほど資金的に余裕がなかったりするケースも多くありますし、広い場所でそこまで手がつけられないということもあると思います。このあたり、また委員会のほうでもぜひ、実際今後どのように進めていくのかなど、また話を進めていただければと思います。

では次の質問です。次、4番の事務事業検証シートということですが、甚大な被害が今回水害として起きました。その翌年の予算編成がどのようになるのか、町民もその事務事業検証を注視している状況であると思います。

そこで4番の質問です。（1）本年3月の一般質問で、「事務事業検証シートを用いてK P I 策定に基づく予算策定を行っている。」と私が一般質問させていただいた時に当局から答弁がございました。また本年6月の一般質問では、「予算査定において総務課長査定、副町長・町長査定、それぞれ4日間20時間かける。」という答弁がございました。これから来年3月議会に向けて2024年度の予算査定が行われると思います。当町の経常収支比率が高い中で、新規事業もしくは既存事業の廃止など、これまでにない新しい取り組みを率先して行う予算査定になるためにK P I 策定は一つの指標になると考えます。予算査定時におけるK P I 策定による職員の意識変化、また導入によるメリット、デメリットがあればそれらを開示してもらいたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和5年度当初予算編成により事務事業の検証の中にK P I を導入したことによって実績と目標値の距離が見える化されたことにより、事業に対する進捗管理が容易になり、職員のモチベーションが向上したことがメリットとして感じております。また、当初予算の編成前に実施することで、改善策に予算を伴うのはすぐに予算要望に反映できることもメリットの一つとして挙げられます。

反対にデメリットといたしましては、K P I の数値のみにとらわれてしまうことで町

民に対する事業のバランスを失ってしまうこと、極端に合理化・効率化が優先され、必要な事業が見落とされてしまうのではないかと、そのような懸念が挙げられます。

こうした点に留意し、引き続きK P Iを一つの参考に予算編成作業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。K P Iの推進をこれまで何度も言ってきましたが、メリットの部分もあるなということを町で感じていただいて、まずはほっとしているところでもあります。一方でデメリットで効率化だけを進めていかないようにということはもちろんでございます。ぜひ、中で行う職員の方が町民の数値では把握できない様々な気持ちや感情も含めて業務にあたっただけだと、とても思います。よろしく願います。

その上で最後一つだけ確認です。先日6月の議会でも、インフォグラフィックスなどの提案をさせていただきました。町長からも「直営では職員スキルによる部分が大きく、インフォグラフィックスというレベルとなるか分かりませんが、より分かりやすい見せ方、ビジュアル化を模索してまいりたい。」という答弁がございました。6月の質問で模索していくということがありましたが、今回2024年度の予算策定が、2月には議会が行われると思いますので、今後より細かくなっていくと思います。その中で、ぜひ予算策定された全ての項目ではなくて、注目すべき項目もしくは予算額が大きい、町民にも影響が大きい、特に新規事業もしくは今後廃止する事業などがありましたら、そこをビジュアル的に見せる方向性をぜひ町としても検討していただきたいんですが、総務課として少しでも見せ方に工夫はするのか、しないのか、町の考えをお答えください。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 3番松浦議員にお答えします。

具体的にどういう形で見える化を進めるかというところは、現状のこの予算編成と合わせて協議していくつもりでありますけれども、いずれそういう見える化を一つの目安として取り入れていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 「いずれ」という言葉がありますが、2024年度にぜひ進めてく

ださい。特段難しいそのイラストを書けということではなくて、イラストや、あと飛騨町のほうで町が出している予算執行のPDFがございます。本当にそんな簡単な情報ですが、数字と、それにつながるイラストがあって、町民に分かりやすく数字で見せられるものがあると全く変わります。ぜひ今回取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、5番の質問に行きます。母子モについてになります。

母子モ（母子手帳アプリ）の利用状況についてということになります。3年前の12月の一般質問でも確認させていただきました。現在の母子モの登録ユーザー数は何名か。3年前はちょうどコロナ禍であったため、今後はアプリの利活用の促進に努めていきたいという答弁でございましたが、現状はどのようになっていますでしょうか。また、これは今回答弁させるのが恐らく健康福祉課になりますので、健康福祉課内だけかもしれませんが、同様に母子支援など、B to Cとして使われるアプリ活用やシステムから数年経過して利用の見直しが必要なものはないでしょうか。それらの実績についても合わせて確認したいとなります。これは後で委員会のほうで、私は産業入れないんですけども、教育民生のほうでは今使われてるシステムとかアプリでも数年経過して、コロナを終えてから順調に利用者が伸びているものはいいんですが、そうでないものに関しては確認したいと思いますので、そこも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

母子手帳アプリ「母子モ」の利用状況でございますが、現在登録ユーザー数は145件となっております。また、今年度は新規登録ユーザー数が母子手帳交付数と同じ6件となっており、導入率は100%となっております。

利活用の促進につきましては、予防接種や乳幼児健診という基本的な情報はもとより、離乳食づくりの画像付き掲載やコロナウイルスなどの感染症関連情報、がん・熱中症予防など子育て世代の健康づくりにも焦点を当てた情報も発信しております。また、保護者の要望から保育園の入園手続きに関する情報の掲載、地域図書室利用促進につながる情報発信も行うなど、幅広く子育て情報を発信しております。アプリに掲載された情報は、自動的に画面に表示されるプッシュ通知で届くことから、掲載情報を見逃すことなく確認できてよいとの声もいただいております。

乳幼児の健康増進をメインとしたアプリ導入から4年が経過しましたが、11月6日

現在、県内15市町村、全国で590を超える自治体の導入が進んだことで、移動先でも利用でき、町内のみならず近隣町村の情報も得られるなど一段と便利になっております。また、アプリ内のレポート相談機能につきましては、面談できない状況下である場合には非対面で情報確認できるツールとして里帰り出産などで利用希望があります。

アプリの利用につきましては定着しつつあるものと認識しておりまして、今後も基本的情報のみならず子育て情報を随時発信できるツールとして活用してまいりたいと存じます。さらに、乳幼児健診などの現場で定期的に保護者の意見や感想を聞き参考としながら、もっと便利な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。こちらの母子モに関しては、とても保護者の方とコミュニケーションをしながら、そのよりよい活用や情報発信の工夫などされていて、とても素晴らしいなと感じました。一つ一つのシステムは、まあ導入時期は、先ほどDXの話もしましたが、導入は実は簡単で、お金をかけて導入さえすればシステムできるんですが、その後、運用がまさに各町村、市町村の職員の工夫であったり、どのように対話をそのシステム上で行っていくのかということがとても大事ですが、この母子モに関してはとてもよい事例であるなと思います。ぜひ今後も町村、五城目町の中の母子を持たれる家庭の方は件数は少ないんですけども、一人一人に対して細かいサービスをしていくことで、この町にいてよかった、暮らしてよかった、子育てをより長期化継続したいなというふうに思ってもらえるようなシステムにぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。6番の押印廃止についてです。これもDXにつながりますが、これニュースでも様々ありますけども、まずは質問に行きます。

（1）総務省は押印廃止を指示していますが、五城目町役場での現状はどのようになっていますでしょうか。また、押印廃止によるメリット、デメリットは何か。それらを踏まえて町の今後の方針はどのようにするのか問います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現状では条例改正などは行っていないことから、ほぼ押印廃止はされていない状況ですが、内部業務につきましては、来年度から庶務管理システム、文書管理システ

ムと財務会計システムの一部について電子決裁を開始する予定でございます。また、住民向け業務につきましては、電子申請システムなどの活用により郵便料の節約や時間の短縮、印刷代などの経費の削減、紙処理の紛失などのリスクの軽減などのメリットが考えられますが、作成された文書の原本性、本人性、非改ざん性を確保するための電子申請システムの導入費用がかかるなどのデメリットも考えられます。

いずれにいたしましても、国のデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し動向などを見ながら、押印廃止に向け準備を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） この改ざんとかに関しては、インボイスとかも含めて、今、民間でも今、様々な対応がされている途中ではありますが、ぜひ町でも効率性になるという部分に関してはぜひDXを推進していただけたらと思うし、その際に実際のシステム上のどのような課題があるのか、もしその予算的に費用がかかる部分は国が補助してくれる部分であったり、もたくさんありますので、そういう時にDX推進フェローなどのぜひ検討も併せて進めていただければと思います。引き続きよろしくお願ひします。

では一番最後のところが実は結構ボリュームが多くなります。金曜日に間口除雪について斎藤晋議員からも質問がありました。そして除雪の時期がこれから始まっていく中で、地元の町民からも毎年問い合わせがございます。その多くがクレームになってしまうケースが残念ながらあります。一方で、議員としても町民としても暮らす中で、日々の夜間除雪にあたっていただいている除雪オペレーターの方にありがたいという気持ちも同時にあります。しかし、夜間ですので、その方たちに直接ありがとうという感謝を伝える機会は町民もなかなかありません。そこで除雪に関して改めて当町が行う除雪事業について、町民にとって分かりやすく、今回は除雪の品質チェック、除雪のレベルですね、除雪レベルのチェックや、その中におけるKPIなどについて確認していきたいと思ひます。それぞれのエリア、間口ごとの環境性、事情があることは十分分かってはいますが、よりよい除雪、そして毎年を経験を次に生かすための質問にしたいと思ひます。

それでは、（1）行きます。除排雪について（1）今年も除排雪の時期がやってきます。マイタウンバスや秋田市の除雪車などは、DX推進的にも位置を表示されるようになってはいます。以前も確認しましたが、除雪車についてもGPSがあることから位置表示を行うシステムを導入することができると思ひますが、対応は検討できないかということ

で質問させていただきます。もし、大丈夫です。後でもシステム費用も、これもし推進するとしたら幾らぐらいかかるのかということも含めてもし言っていただけたら助かります。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町が除雪作業に導入しているGPS路面システムには、リアルタイムで位置表示する通信機能は有してはおりません。議員がご提案するシステムを採用するとなれば新たなシステム導入が必要であり、町が委託している除雪車両へ搭載するには導入費用として約500万円、運用に係るランニングコストとして年間250万円程度の経費を投じなければなりません。町の除雪作業は基本的に深夜から早朝にかけて行うために、除雪車両の位置情報を得たいといった町民からの要望もほとんどございませんので、費用対効果の面から位置情報システム導入については見送った経緯がございますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 金額も含めてありがとうございます。

そこで、この除雪に関して改めて確認したいんですが、この除雪を行う中でですね、除雪の完成度というのが業者それぞれレベルの差があると思います。除雪の機械の特徴もあると思いますし、除雪オペレーターの習熟度などもあると思いますが、この差について情報、住民の通報によって業者へのやり直しを、例えば実際に道路の除雪が不十分である、もしくは除雪されていない箇所あるなどの場合にやり直しを指示するなど、町側でも除雪に関するチェックを行う体制はあるのか。また、そのような除雪のやり直しがあるとした場合に、一定の基準でその除雪が完成されていないという場合は費用を払っていないのか。また、そのような事例は昨年何件、何時間分ぐらい相談してるのか。まあ細かいことがもし分かればですけども、そのような件数がもしパーセンテージでも大体何%ぐらい起きているのかということが分かれば、委員会でもいいので、その資料を提示してもらいたいと思いますが、担当課の答弁を求めます。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 3番松浦真議員にお答えいたします。

まずはじめに、その除雪が終了した後の完成状況、いわゆる通行状況を住民の方、あ

るいは町内会長を通じて建設課では情報を得ております。その際には、担当職員並びに業者と現場を確認し、再度やり直しさせた経緯がございます。その際には費用の発生はしておりません。

なお、その完成の基準というものは特に定めておりませんが、積雪状況によつての稼働開始が特記仕様書において決定されておりますので、その仕様書に基づいて業者は出動しております。

なお、昨年度のそういった事例の件数、時間割合、こちらのほう、この場ではまだ把握できておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。先ほど、住民の通報によつてその場で確認するということが行われているということは、きちんとその確認の体制が整えられているということだと思いますが、この体制を毎回行うのも大変だと思います。今は住民の通報によつてしか行われなないということで、住民が通報しなければ、まあもちろんきちんとやることがほとんどだと思いますけども、もし一定の場所で満足な除雪がされてない場合に、この除雪レベルの確認なども当町で行えたらよいのかなと思います。今回この除雪の改善なども含めて、ドラレコの導入による除雪レベルの確認や、ドラレコの導入によつて事故や、例えば石垣に当たったりとかする際の対応とかもその場で確認することもできると思いますが、今後ドラレコの導入などを町は行うことはございますでしょうか。担当課の答弁を求めます。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 3番松浦真議員にお答えいたします。

ドライブレコーダーの重機車両への登載については、メーカー等々確認して、費用の面も含めまして検討したいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。ドライブレコーダー、民間の今、自動車の新車を買った時も標準装備になっていて、もうたぶん法的にもつける必要があるというふうにはなっていると思います。ぜひ除雪ローダーに関しても、ぜひドライブレコーダーを導入して、まあ安全面の管理もですけども、様々なその活用に生かしていただければなと思います。

次、(2)に行きます。また、ここ10年程度で技術が発展し、除排雪についても除排雪技術や除排雪機械の機能向上などが図られている部分もあるように思います。除排雪については、令和3年6月の住民アンケートからも、重点度が高いが満足度が低い、つまり優先度が高い課題と町民が考えているテーマでもあります。当町での除排雪の効率化や技術革新など、町民にも見える形での発展や成果を表すとすれば具体的に何か。町の答弁を求めます。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

除雪作業におきまして町民の皆様方から求められることは、除雪後の道路状態の良好性、除雪によって堆積される雪の処理具合、宅地などの全面の残雪の処理など快適性であると考えております。除雪に関しましては、当町のみに限らず住民要望のハードルは大変高いものでありますが、事故防止に努めながら除雪作業の効率化を図るため、各路線に適合した車両配備や、限られた時間内で除雪作業を終えるよう各車両の稼働時間の平準化を図っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） 道路に合わせた機械を使うというのは当然なことだと思いますが、ここでちょっともう一度確認したいのは、町民に見える形での発展や成果を表すとすれば具体的に何かということですので、数字で表していただけたらと思います。例えば、去年は40台、今年39台ですね、除雪車に従事しているというオペレーターがいると思いますし、そのオペレーターの人たちの除雪経験は何年ぐらいの人が多いかとか、またその除雪の習熟度チェックをどのように誰が行っていて、それらが毎年こう進化しているのかどうかについても担当課から教えていただけたらと思います。いや、ぜひ町民に見える形での発展成果というのも、除雪に関してお願いの紙が毎年来るんですけど、今年こういうふうに進化しましたということも表していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。そのような具体的に目に見える成果として表すとすれば何かを教えてくださいたいと思いますが。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 3番松浦真議員にお答えいたします。

町民の除雪作業の見える化ということですが、その雪の降雪状態、あるいは積雪

状態、また気温等々、様々な天候の要件が重なりますので、100%のその除雪というのはほぼ不可能かなといったところであります。ですから、例えば融雪期、シャーベット状になった悪路の場合は、日中であっても積極的に除排雪をし、極力舗装面の確保に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） ありがとうございます。様々な要件が重なるということは十分分かりますし、例えば燃料費用が上がってるので、1台当たりの費用対効果が昨年と純粋に比べることができないのも十分分かっていますが、例えば除排雪のトン数がどれぐらい年間で変わっているのかとか、あとそれが10年前と今回、まあ今年度、最近ではどのように変化しているのか、あと除雪ドローラーがどのように進化してるかなども、例えば消防に関しては毎年、毎月の「砦」とかでとてもこう新しい情報や町民に分かるような形での発信などもされてると思います。除雪に関してもそこまでのインスタとかを求めることはないかもしれませんが、ぜひ情報発信をしていただくことで町民の重要度が高い、優先度も高いということに関して、ぜひ対応していただけたらと思いますので、少しずつでもいいですので工夫をしていただけたらと思います。

最後、それにつながることであります。（3）降った雪に場当たりの対応では進歩がなく、数年かけて、この除雪に関して町ではこのような、どのようにするのか目標を決めていくことも重要ではないかと考えます。それらを踏まえて今年度の除排雪では何を目指していくのか、町の考えを求めます。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では毎年、五城目警察署、公共性の高い交通運輸業者、除雪業者とで除排雪実施計画書を策定し、作業に取り組んでおります。この中では、降雪時における出動に関すること、積雪時の稼働方法、堆雪箇所の排雪タイミング、融雪時の除排雪などを協議しております。さきのご質問でもご答弁したとおり、除雪作業の効率化を図りながら、限られた時間内で除雪作業を終えるよう、今年度も除排雪に努めてまいりますが、除雪に関しましては天候に左右される状況下で行っておりますことから、従来同様、臨機応変な対応をせざるを得ない場面も多々あることにご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 松浦議員

○3番（松浦真君） その臨機応変さというのが必要な場面ではあることは重々承知していますが、毎年6,000万円以上から、高い年だと1億1,000万円ほど除排雪に費用がかかっています。町の予算が60億円の当町において、その金額は決して安いものでなくて、かなり大きな金額になります。この町民にとっても重要なこの除排雪という問題を、より少しでも分かりやすく町の町民に見える形で、臨機応変にされていると思いますが、分かる形の中で、例えばドライブレコーダーの導入をする中で、民生用ドライブレコーダーではなりませんが、最近はGPSがそもそも入っているものもあります。先ほどのシステム500万円導入、そして250万円の年間のコストというのは、工夫をしなかった場合になります。そのようなシステムとして業者が販売しているものを入札して行った場合はその金額になりますが、その時に例えば職員が自分でDXでチャットGPTを使ってプログラムを組むことが例えばできれば、その費用も10分の1、もしくは100分の1に抑えることも十分できます。このような新しい概念とか新しい予算をかけなくてもできるシステムというのは、秋田県内でもCode for Akitaという団体が秋田県の竿燈まつりの位置情報を市民が町民が作ってシステム化して、それを県外の人であったり、外国人の英語しか見えない方にも発信するなど様々なテクノロジーによっての工夫もあります。先ほど副町長が言われた「変革」という言葉ありました。この町での様々な事業や課題があるというのは十分承知してはいますが、そこに臨機応変だけでなく改革という視点で取り組んでいく際に、ぜひこのDXを通して、これらの情報を町民に分かりやすく発信するというのも、ぜひ職員の方が行っていただければと思いますし、職員の方が行うのが難しいのであれば、ぜひ民間の力も活用してDXフェローなど指名していただけたら新しい取り組みどんどん生まれてくるんじゃないかなと思います。ぜひ一緒に、町だけで行うわけではなくて、町の中にいる町民がそれぞれより面白く楽しく町を変えていきたいと考えていますので、ぜひ一緒にやれればと思います。

これで一般質問のほうを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 3番松浦真議員の一般質問は終了いたしました。

議場内換気のため暫時休憩といたしまして、再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第74号、工事請負契約の締結について、令和5年度 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの3ページをお願いします。タブレットのほうの3ページをお願いいたします。

議案第74号、工事請負契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による予定価格5,000万円以上の工事請負契約に該当するため、契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

主な工事内容についてでございますけれども、施工ヤードの造成、仮橋の設置、あとは橋脚の仮締切、あとは橋脚、そして上部工の撤去となります。

契約金額は2億460万円、うち消費税及び地方消費税相当額は1,860万円であります。

完成年月日、工期でございますけれども、令和6年3月15日としております。

契約の相手方は、五城目町字石田六ヶ村堰添47番地4、株式会社菅与組 五城目支店 支店長 畠山宗太郎であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 応急本工事っていうこと、括弧してそういうふうになってますが、応急本工事っていうことは本体そのもの、本当の工事、あれをばらして本当に工事するっていうことの意味ですか。今の廣徳寺橋を。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

応急本工事、この言い回しですが、現在4億円を超える事業費、災害復旧事業費につきましては、保留となっております。ただし、この後、保留解除となりますと本工事と

という言い回しになりますので、現在のところはその保留額において施工するというところで、応急本工事という規定となっております。

それと、今回施工する復旧工事は、まずはじめに施工ヤードを造成します。施工ヤードを造成するとともに仮橋を一旦馬場目川に渡します。それから、その仮橋を活用しまして大型クローラクレーンで、まずは桁の上部工を撤去する工事となります。その際は、川の中にその桁を一旦乗せる借受け工を設置します。それで桁を撤去した後は、今度、橋脚の取り壊しという形で今年度は終了する予定であります。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 今、課長から仮橋という表現されておりましたが、今あるあれは仮橋じゃなくて、あれも応急か何かっていうんでしょう、あれも。臨時の橋ですか、仮橋でない。でも今度の工事にまた仮橋造るということですので、どうですか。

それとですね、それも問題っていうか、それもあれですけども、これはいつ指名審査委員会をやられて、いつ契約、まあ議会を通れば契約でしょうけども、審査委員会いつやられて、審査委員長誰であったのか、それちょっと聞いておきます。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

まずはじめに仮橋の件ですけども、先ほど話しました仮橋は一般車両が渡るための仮橋ではなく、現在被災している廣徳寺橋の上流側に工事を行うためのクローラクレーンに乗せるための仮橋を一旦かけて、その仮橋の上でクローラクレーンが作業するといったことで、応急組み立て橋とは別途のものであります。

それから指名審査会ですが、こちらは11月13日に開催しております。入札につきましては、11月27日に行っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番

○14番（館岡隆君） 内容は分かりました。何か仮橋の、工事のための仮橋。上流、しかも下流のほうがいいような感じしますが、これはまあ素人ですから見た感じだけじゃない、いろいろなものもしかしたらあるかもしれません。実際は、まあ上流にやるということですが、それから13日、指名審査委員会やられて、新町長が、町副町長が初めて審査委員会の委員長をやられたことだと思うんですけども、実はですね、これ、

それはそこまでは結構ですけれども、前の、この前の6月、3月の、3月もそうでしたけど、9月の議会でも町長に申しあげましたけれども、町長は指名審査委員会から上がったものを入札、指名業者を決めて、最後には町長が契約すると思うんですけれども、私には町長自身は、その指名に関しても全部副町長が責任あるんだと、という私には答弁しております。いや、町長それは違うよと。指名審査委員会は指名業者を決めるだけで、決定するのも工事を発注するのも町長の責任だと、こう言っても、それは違うということは何回も繰り返しておりますが、それについて副町長どう考えですか。まあこれで終わりますけども。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 館岡議員にお答えします。

指名委員会の関係の会長については副町長となっております、指名する業者様のほうの選定を行っております。契約締結については、当然のことながら行政の首長である町長という形での、まあこれまでそうでしたけれども、その内容であると思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第74号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第75号、五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り4ページをお願いします。

議案第75号、五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、町民の健康寿命を延伸すること及び町民一人一人が生涯を通じて豊かな人生を送ることができるようにすることなどを目的に、生活習慣病予防や自殺対策など施策を包括的に定める計画の策定に関しまして審議します、健康ごじょうめ21計画及び五

城目町自殺対策計画策定委員会を設置するため、当該条例の一部を改正するものであります。

5ページをお願いいたします。

改正内容についてでありますけれども、条例別表中に「健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画策定委員会」を加えまして、当該委員の報酬につきましては、改正附則におきまして、五城目町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正によりまして、次の6ページにありますように日額6,000円、それと半日額3,000円とするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第75号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第76号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの7ページをお願いいたします。

議案第76号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年度の人事院勧告を受けまして、令和5年4月1日から給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引き上げを実施するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正につきましては、3つに分けて行われておりまして、1つ目が人勤後の給料月額、そして2つ目が令和5年12月に支給する期末勤勉手当、そして3つ目が令和6年6月

以降に支給する期末勤勉手当の内容となっております、具体的な内容について8ページからお願いします。8ページをお願いします。

第1条でございますけれども、別表第1の一般職の給料表の全部を改正するものでありまして、それぞれ1,000円から1万2,000円の引き上げ幅となっております。

ずっと給料表続きましたけれども、13ページまで飛んでいただきたいと思います。13ページをお願いします。

2つ目の第2条ありますけれども、令和5年12月に支給します期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ引き上げまして、期末手当を1.25月分とし、勤勉手当を1.05月分とするものでございます。

3つ目になりますが、第3条であります。令和6年6月以降に支給する期末手当を1.255月分とし、勤勉手当については1.025月分とするものであります。

施行期日に関しましては、第1条と第2条は公布の日からとしまして、第3条につきましては令和6年の4月1日からとしております。ただし、適用期日に関しましては、第1条につきましては令和5年の4月1日から、第2条については令和5年の12月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。3番松浦議員

○3番（松浦真君） この件ですが、詳しくは委員会でお話したいと思うんですが、ラスパイレス指数はこれによって、現状97.3とニュースの報道が今年はありましたが、これによってどれぐらい変わるのでしょうか、お願いします。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 3番松浦議員にお答えいたします。

現状ちょっと数字、今持ち合わせておりませんので、後でお知らせいたします。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第76号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第77号、五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 議案綴り15ページをお願いいたします。

議案第77号、五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものであります。

16ページをお願いいたします。

改正内容についてでございますけれども、パートタイム会計年度任用職員に対しまして、関係条文に「勤勉手当」を加えまして、新たに勤勉手当を支給するものでございます。支給する率でございますが、期末手当と同様に定年前再任用短時間勤務職員の規定を準用しまして、0.4875月分とするものでございます。

施行期日は、令和6年の4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第77号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第78号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り 17 ページをお願いいたします。

議案第 78 号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されまして、国民健康保険税の改正部分について令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴いまして、当該条例の一部を改正するものであります。

18 ページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、この条例規定に新たに 24 条第 3 項を加えまして、出産被保険者が属する世帯の国民健康保険税納税義務者に対しまして、産前産後期間における国民健康保険税の額の減額を規定し、次の 19 ページにおきましては、出産被保険者の届け出を規定するため、新たに 25 条 3 の条文を加えるものでございます。

施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 78 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 79 号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り 21 ページをお願いいたします。

議案第 79 号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されまして、火災予防条例（例）が定められまして、これに伴いまして当該条例の一部を改正するものがあります。

改正文は22ページとなります。お願いいたします。

22ページに第11条など関係条文の改正がありますが、改正の主なものとしましては、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容であった蓄電池設備につきまして、「種別や安全性に応じた基準とし」を「安全性に応じた基準」とし、また、固定燃料を使用する炭火焼き器について、設置場所が限られている状況にある従前の基準を見直しまして、実態に即した基準にするものとなっております。

施行期日は、令和6年1月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第79号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第80号、五城目町地域活性化支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの26ページをお願いいたします。

議案第80号、五城目町地域活性化支援センターの指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定により選定した五城目町地域活性化支援センターの指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでありま

す。

当該施設に係る指定管理者の候補者の公募につきましては、令和5年9月1日から同年9月29日までの期間で実施しております。

公募の結果、応募者が現在の指定管理者1社のみであり、これまでの指定管理の状況も良好であることから、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定により、一般社団法人ドチャベンジャーズを当該施設の指定管理者の候補として選定しております。

指定管理者の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11月3月31日までの5年間であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。10番石井議員

○10番（石井光雅君） この案件は私どもの委員会にかかるので委員会で聞けばいいところですが、ほかの指定管理は皆期間が3年なのに、なぜこの支援センターですか、これだけ5年なのか、何か特別な理由あるのか教えていただきたい。あと詳しいことは委員会のほうでまたいろいろ聞きますので、その期間、ほか3年、全部3年だども、なぜこれだけ5年なのか、何か特別な理由あるのか、ひとつ教えてください。

○議長（石川交三君） 柴田まちづくり課長補佐

○まちづくり課課長補佐（柴田浩之君） 10番石井議員にお答えいたします。

平成31年の4月1日より指定管理をお願いして今現在も実施しているわけですが、その実施する際に皆様にご意見を頂戴しながら、安定して事業を実施するためにまず5年間やらせてくださいということで現在業務を行っていただいております。今の指定管理の5年間の中で、もう既に既存の入居数を6社増加いただきまして、計画どおりにまず入居者を増やしているということで、この5年間というのが安定してその事業を実施できるのではないかと。この結果を踏まえて、またこのたびも5年間で指定管理をさせたいという考えで5年間にしたものであります。

ご理解くださいますよう、よろしくご願いたします。

○議長（石川交三君） ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第80号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第81号、五城目町北部地区コミュニティ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 議案綴りの27ページをお願いいたします。

議案第81号、五城目町北部地区コミュニティ施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項の規定により選定しました五城目町北部コミュニティ施設の指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該施設の指定管理者につきましては、直近の期間となりますが、令和3年4月1日から現在まで事故もなく順調に運営されている現在の指定管理者に引き続き指定管理者として管理を行っていただきたく、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により、新おせど会館運営協議会を当該施設の指定管理者の候補者として選定しております。

指定管理者の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第81号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第82号、五城目町斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 議案綴り28ページをお願いいたします。

議案第82号、五城目町斎場の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定により選定しました五城目町斎場の指定管理者の候補者につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該施設に係る指定管理者の候補者の公募につきましては、令和5年7月3日から同年8月31日までの期間で実施しております。

公募の結果、2団体から応募がございまして、本年10月20日に開催しました五城目町公の施設指定管理者選定委員会における審査の結果、協同組合秋田技能社を当該施設の指定管理者の候補者として選定しております。

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。令和9年、元へ、令和9年3月31日までの3年間です。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第82号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第83号、五城目町農林水産物直売・食材供給施設悠紀の国五城目の指定

管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り 29 ページをお願いいたします。

議案第 83 号、五城目町農林水産物直売・食材供給施設悠紀の国五城目の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により選定しました五城目町農林水産物直売・食材供給施設悠紀の国五城目の指定管理の候補者について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該施設に係る指定管理者の候補者の公募につきましては、令和 5 年 7 月 3 日から同年 8 月 31 日までの期間で実施しております。

公募の結果、応募者が現在の指定管理者 1 社のみでありまして、これまでの指定管理の状況も良好であることから、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、株式会社秋田東北ダイケンを当該施設の指定管理者の候補者として選定しております。

指定管理者の指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 月 31 日までの 3 年間であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 83 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 84 号、広域五城目林業協業センター赤倉山荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り 30 ページをお願いいたします。

議案第 84 号、広域五城目林業協業センター赤倉山荘の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により選定しました広域五城目林業協業センター赤倉山荘の指定管理候補者につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

当該施設に係る指定管理者の公募につきましては、令和 5 年 7 月 3 日から同年 8 月 31 日までの期間で実施しております。

公募の結果、応募者が現在の指定管理者 1 社のみでありまして、これまでの指定管理の状況も良好であることから、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、株式会社秋田東北ダイケンを当該施設の指定管理者の候補者として選定しております。

指定管理者の指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 月 30 日までの 3 年間であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 84 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 85 号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り 31 ページをお願いいたします。

議案第 85 号、町道の路線認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、被災しました廣徳寺橋により不通となった門前集落と県道をつなぐ仮道の整

備を行ったことにより、当該仮道を橋梁補修が竣工するまでの期間、生活道路として供用するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

認定路線は、路線名を門前線とし、起点が県道側の五城目町馬場目字蓬内168-6地先、終点が集落側となります五城目町馬場目字剣林153地先であります。

添付している図面をお願いします。添付してある図面には、道路の延長は657.3m、幅員は4mという形で記載させていただいております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第85号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

なお、先ほど議案第74号の工事請負契約の締結について、「令和5年災」と読み上げるところを「5年度」と読み間違えてしまいましたので訂正をいたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

東海林総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 午前中の議案第76号の議案上程の際、3番松浦真議員からご質問のありました、当該条例改正によりラスパイレス指数にどのような影響があったのかというご質問に対する改めて答弁したいと思います。

令和5年4月1日現在のラスパイレス指数には影響がない。国と同様に同率の給与改定が行われておりますので、その点につきましては影響ないということでございます。

ただし、議員が用いました97.3という数値に対しましては、そちらの数値は令和4年4月1日現在の数値ということなのですが、それに対しましては、暫定値ということではありますけれども、令和5年4月1日の指数は96.7となっておりますので0.6ポイントマイナスとなっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 次に、議案第86号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第86号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第6号）の提案理由についてご説明を申し上げます。

本案は、昨今の物価高騰を背景に国の臨時交付金の追加交付を活用しまして非課税世帯への特別給付金事業、そして灯油購入費助成事業、それから全町民に配布する商品券事業、そして介護・保育施設への光熱・食材料費等支援事業を実施するほか、7月の大雨に伴う災害復旧事業及び道路側溝清掃事業、また株式会社あつたか五城目への運営に対する財政支援事業、そして人事院勧告に基づく人件費に係る予算などを補正するものであります。

補正予算の内容についてこれから説明しますが、はじめに第1条における補正額でございますけれども、歳入歳出それぞれ10億503万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額は106億4,551万8,000円とするものであります。

続いて第2条における地方債補正でありますけれども、災害復旧に係る事業などについて新たに追加する地方債、そしてまた地方債の限度額を変更する補正を行うものでありまして、詳細につきましては6ページで説明させていただきます。

次に、第3条における一時借入金の補正は、近年、財政調整基金からの繰替え運用で対応してきました資金繰りにつきまして、災害予算への対応のため基金残高が大きく減る見通しであることから繰替え運用が厳しく、今後は金融機関からの一時借入金で対応することとしており、また、今年7月の大雨災害への対応経費の規模が大きく、資金繰りの額も大きくなることから、借入れの最高額を2億円追加し、10億円とするものであります。

次に、6ページをお願いいたします。先ほどの説明の続きになりますけれども、第2

表、地方債補正でございます。水道事業に係る出資と災害廃棄物処理事業への災害対策について、充当する起債を新たに追加し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う起債の限度額と、災害復旧の実施に伴う起債の限度額を変更するものであります。

続いて歳入のほうの説明となります。

10ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税1節01普通交付税は、当初算定の交付決定額26億5,902万9,000円のうち、まだ予算措置されていない6,418万7,000円と、再算定分、約4,000万円のうち、今回の補正に合わせた最終補正に見合う財源1,665万8,000円と合わせまして、8,084万5,000円を補正するものであります。

12ページをお願いいたします。12款1項1目災害復旧費分担金1節01現年農業用施設災害復旧費分担金の補正は、7月大雨に関する災害復旧事業の受益者の分担金7万8,000円を補正するものであります。

14ページをお願いいたします。12款2項1目民生費負担金1節01老人施設入所者負担金の補正は、養護老人ホームへの措置者の増に伴う入所者負担金199万6,000円を補正するものであります。

16ページをお願いいたします。14款1項1目民生費国庫負担金1節01障害者自立支援給付費等負担金の補正は、給付費の支出見込みに応じた国庫負担金682万8,000円を補正するものであります。同じく3目災害復旧費国庫負担金1節02、06、08ありますが、現年農業用施設・林道施設災害復旧費負担金、現年林道施設災害復旧事業査定設計委託料費負担金の補正は、7月の大雨のそれぞれの関係被害の災害復旧費に係る国庫負担金として、それぞれ2億3,383万2,000円、8,878万8,000円、570万8,000円を補正するものであります。同じく2節01現年災害復旧事業費負担金の補正は、7月大雨の道路、そして河川関係被害の災害復旧費に係る国庫負担金1億6,043万8,000円を補正するものであります。

18ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金6節01地方創生臨時交付金の補正は、6月補正で追加しました事業の精算見込みによるものと、今回追加で行う物価高騰対策事業の財源となる国庫補助金、合わせまして1億6,553万4,000円を補正するものであります。

20ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金1節01障害者自立支援給付費等負担金の補正は、給付費の支出見込みに応じた県負担金341万4,000

0円を補正するものであります。同じく3節01災害救助費繰替支弁金の補正は、災害救助法の適用を受けて町が実施する被災者の救助・支援に係る経費のうち、災害援護資金の借入希望者がいなかったこと、そしてまた住宅の応急修理期間中の賃貸型応急住宅の利用見込みによる使用料の減額など、合わせまして3,211万1,000円を減額補正するものであります。

22ページをお願いいたします。15款2項2目民生費県補助金1節05介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金の補正は、物価高騰等の影響を受けております介護保険施設等の負担軽減を図るため、町が実施する食材料費及び光熱費の高騰分に対する助成事業への県補助金としまして217万2,000円を補正するものであります。同じく1節07物価高騰対策灯油購入費助成事業補助金の補正は、非課税世帯の負担軽減を図るため、町が実施する灯油購入費助成事業に対する県補助金640万円を補正するものであります。同じく2節04保育所等物価高騰対策事業費補助金の補正も、物価高騰等の影響を受けております私立保育所等の負担軽減を図るため、町が実施する給食費の高騰分に対する助成事業への県補助金として32万6,000円を補正するものであります。

24ページをお願いいたします。17款1項1目寄附金1節04一般寄附金（災害支援）の補正でございますが、10月末までに町内外の方々から寄せられました善意の寄附金につきまして、現在の予算残額との差額1,663万6,000円を補正するものでありまして、補正後の寄附金の予算額は、予算書にありますとおり7,443万7,000円となります。

続いて26ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金1節01前年度繰越金の補正は、前年度決算剰余金は確定しておりますが、その一部、8,484万8,000円を補正するものであります。

28ページをお願いいたします。21款1項1目総務債1節01臨時財政対策債の補正は、可能発行額が確定したことから470万円減額補正するものであります。同じく3目衛生債3節01水道事業出資債の補正は、浄水場の浸水対策に対する一般会計からの繰出金の財源として新たに起債を発行するため、2,540万円を補正するものであります。同じく7目災害復旧債1節01、02と09、現年農地・農業用施設、それから林道施設災害復旧事業債の補正は、7月の大雨のそれぞれの災害関係の災害復旧費に係る起債としまして、それぞれ1,440万円、600万円、3,170万円を補正す

るものであります。同じく2節01現年公共土木施設災害復旧事業債の補正は、7月の大雨の道路、河川関係被害の災害復旧費に係る起債としまして8,650万円を補正するものであります。同じく3節01災害復旧債の補正は、7月大雨の災害廃棄物処理に要した経費で、充当が可能となる部分に対する新たな起債として2,000万円を補正するものであります。

以上が一般会計の歳入補正の説明となります。

続いて歳出についてご説明申し上げます。説明は事務事業別の細目単位によるものとしますが、令和5年度の人事院勧告に伴う給与改定や災害復旧に係る時間外勤務手当などの人件費の補正につきましては、細目単位での説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、一般会計における特別職、一般職、会計年度任用職員などの人件費の今回の補正の総額ですが、給料、手当、共済費など総額で679万1,000円の増額となっております。

それではそれぞれ説明しますが、30ページをお願いいたします。1款1項議会費1目0002議会活動費の補正でございますが、議会広報紙の臨時増刊号を発行したことによって今後不足する印刷製本費18万5,000円を補正するものであります。同じく1目0003議員人件費の補正は、期末手当の改定によりまして17万9,000円を補正するものであります。

32ページをお願いいたします。2款1項総務管理費1目0004電算業務費の補正は、口座振替に関しまして、収納代理店との通信手段の変更によりまして、その初期費用と通信料金などシステム使用料33万1,000円を補正するものであります。同じく5目0001財産管理費の補正は、旧大川小学校の消防設備の修繕料36万円を補正するものであります。同じく0002庁舎管理費の補正は、役場庁舎の電話料金、それから物価高騰等による役場庁舎の機械設備の管理業務、合わせまして31万5,000円を補正するものであります。同じく6目0007ふるさと納税事業の補正は、ワンストップ特例申請の方々が多くなっていることから、その郵便代として7万円を補正するものであります。同じく11目0002総務課関係の諸費の補正でございますが、経営が厳しくなっております株式会社あったか五城目の経営状況を改善するための運営費補助金1,730万円を補正するものでございます。同じく11目の0005健康福祉課関係の諸費の補正は、令和4年度の子ども・子育て支援交付金事業などの事業確定によ

ります返還金1,689万1,000円を補正するものであります。

34ページをお願いいたします。2款2項徴税费1目0001 税務総務費の補正は、申告相談におきます事務補助員を雇用するための経費57万7,000円を補正するものであります。同じく2目0001 賦課徴収費の補正は、特別徴収税額通知書の電子化に対するシステム改修費などの負担金330万1,000円を補正するものであります。

38ページをお願いいたします。3款1項社会福祉費1目0003 追悼式の補正は、7月の大雨災害の対応でやむを得ず行事を中止したことにより24万8,000円を減額補正するものであります。同じく1目0006 障害者自立支援事業の補正は、障害者計画策定委員会委員の増員、それから障害者自立支援給付審査支払等支援システムの改修費用、そしてまた障害者自立支援給付金の利用者増に伴う実績見込みなどにより、合わせまして1,418万9,000円を補正するものであります。同じく0007 価格高騰重点支援特別給付金事業の補正は、非課税世帯へ対する1世帯7万円の給付金を支給するための経費1億1,002万7,000円を補正するものであります。同じく0008 価格高騰対策灯油購入費助成事業の補正は、県補助金を活用して行う事業で、非課税世帯へ1世帯当たり8,000円の灯油購入費の助成を行うため、1,336万3,000円を補正するものであります。

40ページをお願いいたします。3款1項社会福祉費2目0002 敬老事業の補正は、7月の大雨災害の対応でやむを得ず行事を中止したことにより131万6,000円を減額補正するものであります。同じく0003 高齢者サービス総合調整事業の補正は、養護老人ホームの措置に係る事案が多くあり会議開催回数が増加していることから、高齢者サービス調整チーム委員の報酬について1万5,000円を補正するものであります。同じく0007 老人福祉施設措置費の補正は、養護老人ホームへの措置者が増加していることから1,600万円を補正するものであります。同じく0009 介護保険会計繰出金の補正は、介護報酬改定などに伴うシステム改修経費に対するものでありまして、合わせまして292万9,000円を補正するものであります。同じく0012 介護保険施設等物価高騰対策事業の補正は、県補助金を活用して行う事業でありまして、介護保険施設等への食材料費及び光熱費の高騰分に対する助成を行うため434万4,000円を補正するものであります。

42ページをお願いいたします。3款2項児童福祉費2目0001 子ども・子育て支援費負担金の補正は、基準額改定による地域子育て支援センター運営委託料の増額及び

県補助金を活用して行います事業で私立保育所等への給食費の高騰分に対する助成を行うもので、合わせまして71万8,000円を補正するものであります。

46ページをお願いいたします。3款5項災害救助費1目0001災害救助費の補正でございますが、旧五城目小学校の災害廃棄物仮置き場で発生しました林野火災の見舞金、それから被災者支援システム及び災害援護資金の貸付の実績見込みなどによりまして、合わせまして1,308万1,000円を減額補正するものであります。同じく0003災害救助費（建設課）の分の補正でございますが、道路側溝清掃作業委託料の増額、そして建設課車庫の修繕料の実績見込みなどにより、合わせて2,726万7,000円を補正するものであります。同じく0006災害救助費（総務課）の補正は、7月大雨災害に対する他市町村からの応援職員の人件費で、特別交付税で措置されない部分につきまして本町へ請求があった負担金19万5,000円を補正するものであります。同じく0008災害救助費（住宅被害認定等）の補正は、7月大雨災害時の住宅被害認定調査への応援要請業務の実績により56万9,000円を減額補正するものであります。同じく0009災害救助費（住宅支援等）の補正は、7月大雨災害による賃貸応急住宅の利用見込みにより使用料などについて3,990万9,000円を減額補正するものであります。

48ページをお願いいたします。4款1項保健衛生費1目0005保健事業費の補正は、健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画策定委員会委員の報酬10万8,000円を補正するものであります。同じく0009新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の補正は、秋開始集団接種の期間延長に合わせて医師への報償費など予算を置き換える補正をするものであります。

50ページをお願いいたします。4款2項水道費1目0001上水道整備費の補正は、浄水場の浸水対策に対する一般会計からの繰出金の財源につきまして、水道出資債を充当し、一般財源を減額する補正とするものであります。

52ページをお願いいたします。4款3項清掃費1目0001清掃総務費の補正は、八郎湖クリーンセンター関係事業の借入れについて、利率の改定があったことに伴いまして町の負担金に不足が生じまして、1,000円を増額補正するものであります。同じく2目0004一般廃棄物埋立処分場管理運営費の補正は、動力制御盤の修繕料9万4,000円を補正するものであります。

58ページをお願いいたします。7款1項商工費2目0004物価高騰対策事業の補

正は、物価高騰に対する国の地方創生交付金の追加交付によりまして、オール五城目生活応援商品券5,000円分を全町民へ配布するため、4,574万4,000円を補正するものであります。同じく5目0003五城館の補正は、受水槽の修繕料18万1,000円を補正するものであります。

62ページをお願いいたします。8款2項道路橋りょう費の2目0001道路補修事業の補正は、7月の大雨で廃車となった青空号の代車の借上げ、それから西野矢場崎線の舗装改修工事などに係る経費502万9,000円を補正するものであります。同じく0002除雪事業の補正は、近年の除雪経費の実績を加味しまして、道路除雪経費6,320万円を補正するものであります。同じく3目0001地方道路整備事業（交付金）の補正は、7月の大雨災害で廣徳寺橋が通行止めとなり、門前町内への町内の半孤立状態を早急に解消するため、寺庭橋の橋梁整備に係る既存予算によって緊急に廣徳寺橋のほうの仮橋に係る応急仮設工事を進めたことによりまして、今不足となっております寺庭橋の工事費予算を確保するため、2,869万9,000円を補正するものであります。同じく4目0001街灯施設費の補正は、町内の街灯の修繕料が不足していることから150万円を補正するものであります。

64ページをお願いいたします。8款4項都市計画費4目0001公園維持補修等事業の補正は、戸村堰緑道のアプローチライトの修繕料17万9,000円を補正するものであります。同じく6目0001下水道事業費の補正は、下水道事業会計への内水浸水想定区域図作成などに係る負担金、そしてマンホールポンプ災害復旧事業への補助金について、下水道事業会計で一般財源を災害復旧事業債で対応できる見通しとなったことから補助金を減額し、合わせまして20万8,000円をトータルで減額補正するものであります。

66ページをお願いいたします。8款5項住宅費1目0002住宅管理運営費の補正は、11月2日の火災で全焼しました神明前住宅1棟の撤去費用350万円を補正するものであります。

68ページをお願いいたします。9款1項消防費1目0001消防活動費の補正は、7月の大雨で中止となった研修の経費17万4,000円を減額補正するものであります。同じく3目0001消防施設費一般の補正は、中村と大川の防火水槽の修繕に係る経費29万1,000円を補正するものであります。

ずっと飛びまして78ページをお願いいたします。78ページです。11款1項農林

水産施設災害復旧費の1目0001現年災害復旧事業費の補正は、7月大雨の農業用施設の災害復旧工事費など2億3,635万6,000円を補正するものであります。同じく2目0001現年災害復旧事業の補正は、同じく7月大雨の林道施設の災害復旧工事費など9,135万2,000円を補正するものであります。

80ページをお願いいたします。11款2項公共土木施設災害復旧費1目0001災害復旧事業の補正は、7月大雨の道路、それから河川の公共土木施設の災害復旧に伴う調査設計や工事費など2億7,243万3,000円を補正するものであります。

82ページをお願いいたします。12款1項公債費2目0001利子の補正でございますが、災害復旧事業など災害関係の支払いに対応するため、補助金や起債が収納するまでの資金繰りとしまして金融機関からの一時借入金で対応するため、その分の一時借入金利子としまして270万円を補正するものであります。

84ページをお願いいたします。13款2項基金費1目0001財政調整基金の補正でございますが、地方財政法第7条の規定によりまして前年度決算剰余金の半分、2分の1の額を基金に積み立てる必要があることなどから、令和4年度の一般会計決算剰余金の一部でございますが基金として積み立てるものでありまして、6,071万3,000円を補正するものであります。

私からの説明は以上となります。

教育委員会関係の補正予算につきましては、教育長がご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

歳入の補正は今回ありませんでしたので、歳出についてのみご説明申し上げます。

64ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費4万円の補正は、会計年度任用職員の採用に伴い通勤手当が不足することから旅費を計上するものであります。

70ページをお願いします。10款1項2目事務局費0010いのちの教育あったかエリア事業の補正は、実績見込みにより併せて7万1,000円を減額するものであります。印刷製本費7万1,000円の増額補正は、全戸配布用の報告書のサイズを変更することによる増額分を計上するものであります。同じく4目外国青年招致事業費00

01 外国青年招致事業費、通訳等謝礼金1万5,000円の補正は、実績見込みによる不足分を追加するものであります。

72 ページをお願いします。10 款2 項1 目小学校管理費0001 管理費一般、消耗品費47万3,000円の補正は、階段教室で使用するためのチェアパッドの購入費を計上するものであります。光熱水費324万1,000円の補正は、電気料金の高騰による実績見込みによる不足分を計上するものであります。施設用備品購入費4万円の補正は、チェアパッドの収納かごの購入費を計上するものであります。教育用備品購入費301万3,000円の補正は、来年度改訂になる教科書に対応した書籍、指導書等の購入費を計上するものであります。

74 ページをお願いします。10 款4 項1 目社会教育総務費0004 文化財保護対策事業13万2,000円の補正は、太陽光発電所開発検討の連絡を受け、広ヶ野遺跡が埋蔵文化財包蔵地に該当することから、試掘調査に必要な機械借上料を計上するものであります。同じく0009 教育留学事業、報償費10万円の補正は、予定していたホームステイを感染症対策で中止したことにより、受け入れ家庭への謝礼金を減額するものであります。業務処理委託料15万円の補正は、留学生の受け入れが見込みよりも増えたことにより、ホームページの取り扱い件数を増やしたいことから増額分を計上するものであります。補助金5万円の補正は、昨年度まで感染症対策として来町分のPCR検査費用に対し補助しておりましたが、5月から原則PCR検査を求めないこととしたことにより減額するものであります。次に、同じく2 目社会教育施設管理運営費0002 山村開発センター100万8,000円の補正は、会計年度任用職員の報酬額変更に伴う職員報酬15万4,000円と、室内に設置しているWi-Fiルーターが災害時等で安定して使用できるように新たに購入するための9万9,000円、センター内の受水槽から高架水槽までの送水設備の老朽化に伴い、改修工事費として75万5,000円を計上するものであります。同じく0006 富津内地区公民館39万3,000円の補正は、利用者の安全を確保するため屋内消火栓と自動火災報知器の設備に係る修繕料を計上するものであります。同じく0007 農村環境改善センター61万円の補正は、電源盤並びに漏電火災報知器が漏電により不具合が発生しているため修繕料を計上するものであります。同じく0012 杉沢交流センター友愛館410万1,000円の補正は、落雷により自動火災報知器設備が被害を受けたことから、緊急を要するため改修工事費を計上するものであります。なお、建物災害共済対応となります。

76ページをお願いします。5項2目学校給食費0002学校給食管理運営費8万3,000円の補正は、会計年度任用職員の通勤手当の不足分を計上するものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館106万7,000円の補正は、会計年度任用職員の報酬額変更に伴う職員報酬3万円及び移動式バスケットゴールの双輪キャスター破損のための修繕料76万8,000円、ルールの改定に伴いバスケットボール用ショットクロックが必要となることから、購入費として26万9,000円を計上するものであります。

以上、12月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第86号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第87号、五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の91ページをお願いいたします。

議案第87号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由及び主な補正内容についてご説明を申し上げます。

本案は、産前産後の保険料を減免するシステムを改修するための補正、それから過年度分交付額確定に伴い実績との差額を国・県に返還するための補正となっております。

その91ページの第1条にありますが、補正額は、歳入歳出予算それぞれ126万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を11億9,918万8,000円とするものであります。

説明は以上となりますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第87号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第88号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の103ページをお願いいたします。

議案第88号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由及び主な補正内容についてご説明申し上げます。

本案は、介護報酬改定などに伴うシステムを改修するための補正、そして介護保険料の余剰金を積み立てるための補正、それからまたサービス利用者の増加に伴う委託料の補正、それから令和4年度地域支援事業の事業費確定に伴う過年度分精算による返還金の補正、それと人事院勧告に基づく人件費の補正となっております。

103ページの第1条にありますとおり、補正額は、保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ3,508万1,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を21億1,962万3,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第88号の審査について

は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第89号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の127ページをお願いいたします。

議案第89号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由及び主な補正内容についてご説明を申し上げます。

127ページの第2条にございますが、資本的収入は機械設備更新工事の精算見込みによる企業債の補正となっております。130万円を減額補正するものであります。同じく第2条の資本的支出でございますが、機械設備の更新工事費の精算見込みによる補正と、7月の大雨で修理不能となりました除雪機械を新たに購入するための経費に伴う補正などとなっております。合わせて23万7,000円を減額補正するものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第89号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第90号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の133ページをお願いいたします。

議案第90号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由及び主な補正内容についてご説明を申し上げます。

133ページの第2条のところでございますが、第2条収益的収入は、内水浸水想定

区域図作成に係る一般会計からの雨水処理負担金及び国庫補助金の補正、それからまた大川保育園ほか5か所のマンホールポンプの災害復旧事業の財源としまして災害復旧事業債が見込めることとなったことに伴いまして、その分の一般会計からの補助金を減額する補正などとなっており、679万2,000円を補正するものであります。同じく第2条の収益的支出でございますが、内水浸水想定区域図作成に係る経費と高崎小沼のマンホールポンプ場の修繕料、それから今後の料金改定に係る研修のための職員旅費などとなっており、合わせまして1,527万7,000円を補正するものであります。

次に、第3条の資本的収入・支出の補正でございますが、国の補正予算による流域下水道事業の前倒しによりまして本町分の負担金を補正するものであります。補正額は、企業債としまして資本的収入40万円の増額補正を行い、本町分の事業費負担金として資本的支出のほうに46万8,000円を補正計上するものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第90号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。ご苦勞様でした。

午後 1時51分 散会

